

大阪高等裁判所裁判官会議規則（昭和二三年一月一日第一七回裁判官会議）

改正（昭和二四年一〇月 一日 第三七回）

（昭和三〇年一月一四日 第一一六回）

（昭和三三年一月一八日 第一四〇回）

（昭和三八年 五月一〇日 第一六四回）

（昭和五三年一月一四日 第二〇三回）

第一条 大阪高等裁判所の裁判官会議については、この規則の定めるところによる。

第二条 裁判官会議は、大阪高等裁判所長官（以下長官という）が必要に応じて招集する。

長官は裁判官会議の議長となり、且つ、その事務を総理する。

第三条 毎年四月および十二月には裁判官会議を招集しなければならない。

判事の三分の一以上が会議の目的および招集の理由を明らかにして請求したときは、長官は速やかに会議を招集しなければならない。

第四条 裁判官会議の議に附すべき事項は、あらかじめ各判事に通知しなければならない。

但し、緊急やむをえない場合は、この限りでない。

第五条 裁判官会議は公開しない。但し裁判官会議の許可を受けた者は傍聴することができる。

大阪高等裁判所判事の職務を行う裁判官は、会議に出席して意見を述べることができる。

事務局長は、裁判官会議に出席して意見を述べることができる。但し、裁判官会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又は退席させることができる。

裁判官会議において適当と認めるときは、大阪高等裁判所の裁判官でない者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

第六条 裁判官会議は、会議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ決議をすることができない。

第七条 裁判官会議の議事は、出席した判事の過半数でこれを決する。

議長は票決に加わることができない。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八条 裁判官会議の議事については、議事録を作らなければならない。

議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長およびこれを作った者が署名しなければならない。

議事録は、事務局において保管し、何時でも裁判官の閲覧に供しなければならない。

第九条 緊急の事情のため裁判官会議を開くことができない場合には、長官は応急の措置を講ずることができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならない。

第十条 司法行政事務は裁判官会議の議により、その一部を長官に委任することができる。

長官がその委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にその大要を報告しなければならない。

第十一条 左に掲げる事項については、必ず裁判官会議の議によらなければならない。

一 規則の制定ならびにその改廃

二 裁判事務の分配、裁判官の配置および裁判官に差支えあるときの代理順序

三 開廷の日割

四 長官に差支あるとき又はその欠けたときの司法行政事務についての代理順序

五 その他法令、規則又は裁判官会議の議により裁判官会議の議に附すべきものと定められた事項

第十二条 裁判官会議に八名の常任委員をもつて組織する委員会（常任委員会という）を置く。

2 常任委員会は、長官が必要に応じて招集する。

3 常任委員会は、これを組織する委員の半数以上が出席し、司法行政事務について、長官の諮問に応じ、その過半数をもつて決した意見を答申する。但し、長官は、招集に代えて意見書の提出を求めることができる。

4 委員は、司法行政事務について長官を代理する民事係および刑事係の各判事のうちそれぞれ第一順位にある者（二名）、ならびに判事の中から互選した者（互選委員という。）（六名）をもつて、これにあてる。

5 委員の任期はその司法年度内とし、互選委員については、引きつづき三選することを許さない。

6 委員は病気その他やむを得ない事由があるときは、辞任することができる。

7 委員に欠員を生じたときは第四項によつてこれを補充する。

第十三条 この規則を改正するには、出席した裁判官の三分の二以上の賛成がなければならない。

附 則

この規則は昭和二十三年十一月十二日から施行する。

旧大阪高等裁判所裁判官会議規則は廃止する。